

100円の物を現金で80円、ポイントで20円分支払って購入した場合

	旧家計簿で認められてきた通常の見方	新家計簿で指示されている見方
支出	<p>支出</p> <p>現金 80円 ポイント 20円</p>	<p>支出</p> <p>現金 80円 ポイント 20円</p>
	80円（現金）	100円（現金80円 + ポイント20円）
収入	<p>購入時には収入とせず 常に収入とせず</p> <p>現金 80円 ポイント 20円</p>	<p>購入時には収入とせず 収入</p> <p>現金 80円 ポイント 20円</p>
	0円	20円
	ポイント分の20円は、支出にも収入にも含まず。	ポイント分の20円は、支出にも収入にも加算。

Ⅲ 現金収入又は現金支出

Ⅳ クレジット・電子マネーなど現金以外による購入

記入のしかた

- 日々生じる収入・支出を毎日記入してください。(Ⅲ・Ⅳ欄以外の収入・支出)
- その日の収入・支出の有無にかかわらず、毎日新しいページに記入してください。収入・支出が全くない日は、その日のページに「支出なし」と記入してください。
- Ⅲ・Ⅳ欄は、日付ごとに見開き2ページとなっています。その日の現金収入・現金支出は左ページの「Ⅲ 現金収入又は現金支出」欄に、現金以外による購入は右ページの「Ⅳ クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」欄に記入してください。
- 同じ日の収入・支出がページ内に収まらない場合は、次のページに同日の日付を記入し、続きの内容を記入してください。この場合、各ページに「現金収入」、「現金支出」欄の合計金額を記入してください。
- 購入した商品は、個々の品名や誰が使用するのかなどを具体的に記入してください。贈答用や離れて住んでいる親類や家族、友人・知人にあげるために購入した商品は、そのことがわかるように記入してください。
- 購入した商品ごとに数量を記入します。食料品や飲料は、最初の1か月目のみ重さを記入してください。

現金収入について

- 現金で受け取った収入は、左ページのⅢ欄の「現金収入」に記入してください。給与や賞与などの収入は、5ページの記入例のように、税金や社会保険料などが引かれる前の金額を、本給、通勤手当、時間外手当などに分けて記入してください。
- なお、現金と同様に使える商品券をもらった場合や預貯金口座から現金を引き出した場合も、「現金収入」に記入してください。
- 上記の収入のほか、現金で受け取ることがある収入には、以下のものがあります。

- 家賃収入
- 内職収入
- キャッシングやカードローン・質入れなどの借入金
- 他人に貸した貸付金の返済
- 離れて住んでいる家族からの仕送り金
- 友人・知人からのせん別や香典・祝金
- 株式・債権の売却収入
- 買取店への売却・オークション販売で得た収入 など

※口座に入金された場合はⅡ欄に記入してください。

現金支出について

- 現金で支払った支出は、左ページのⅢ欄の「現金支出」に記入してください。なお、手持ちの現金を預貯金口座に預け入れた場合も、Ⅲ欄の「現金支出」に記入してください。
- 上記の支出のほか、現金で支払うことがある支出には、以下のものがあります。

- 現金払いの家賃
- キャッシングやカードローンなどの借入金の返済
- 他人に貸した貸付金
- 離れて住んでいる家族への仕送り金や授業料
- 友人・知人へのせん別や香典・祝金 など



現金または現金以外による購入にかかわらず、商品・サービスの購入の際、ポイントサービスやクーポン券などを使った場合は、実際の代金(値引き前の金額)をⅢ欄の「現金支出」またはⅣ欄に記入し、ポイントサービスやクーポン券などによる値引き額をⅢ欄の「現金収入」に記入してください(12ページ参照)。

従来家計簿(Bベース)の推計値(平成30年(2018年))

[円]

月	消費支出 (二人以上の世帯)			実収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		
	公表値 ※1	推定値 ※2 (家計簿Bベース)	調整額	公表値 ※1	推定値 ※2 (家計簿Bベース)	調整額
	①	①+②	②	①'	①' + ②'	②'
1月	289,703	288,758	-945	442,129	429,993	-12,136
2月	265,614	264,368	-1,246	503,989	482,216	-21,773
3月	301,230	301,230	0	453,676	434,994	-18,682
4月	294,439	294,439	0	495,370	475,493	-19,877
5月	281,307	274,700	-6,607	439,089	424,048	-15,041
6月	267,641	267,641	0	808,716	771,964	-36,752
7月	283,387	282,820	-567	605,746	595,014	-10,732
8月	292,481	292,481	0	510,437	489,090	-21,347
9月	271,273	268,566	-2,707	447,459	436,616	-10,843
10月	290,396	287,252	-3,144	515,729	494,513	-21,216
11月	281,041	278,732	-2,309	455,644	448,001	-7,643
12月	329,271	323,448	-5,823	1,026,628	964,972	-61,656
年平均	287,315	285,369	-1,946	558,718	537,243	-21,475

※1 調査方法を変えた場合の数字

※2 調査方法を変えなかった場合の数字

資料:総務省「家計調査」

◎ 家計簿 A (新)ベースの推計値は未公表。
 ただし、家計簿 B (旧)ベースの推定値との差額は、
 概ね |調整額|の2倍と推計できるのではないか？

→ 消費支出の差額 (家計簿変更による増加額)の推定値概算

$$= |-1,946| \times 2 = 3,892 \text{ 円 } (+1.4\%)$$

→ 実収入の差額 (同上)の推定値概算

$$= |-21,475| \times 2 = 42,950 \text{ 円 } (+8.0\%)$$

出典:総務省作成資料

平成31年2月21日(木)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(国民民主党)

軽減税率導入による減収額見積もりと

家計調査との関係についての見解

1. 消費税の軽減税率制度の減収額見積もりについては、消費税収の実績に見合った減収額を求めるとの考え方の下で、消費税収の見込み及び「家計調査」等を用いながら、1兆円程度（2%相当額）と見込んでいる。

具体的には、まず消費税率1%当たりの消費税収から、政府（国・地方）が負担する額等を控除した額を求める。これは「家計調査」の対象としている消費支出に係る消費税率1%当たりの消費税収に相当する。この額に、「家計調査」から推計した軽減税率対象割合（軽減税率対象消費支出額／課税対象消費支出額）を乗じて、1%当たりの減収額を算出している。

なお、「家計調査」の一世帯ごとの消費支出額に世帯数を乗じて算出した消費総額（135兆円程度）は、「家計調査」の対象としている消費支出に係る消費税率1%当たりの消費税収から推計した消費総額（225兆円程度）の6割程度となる。こうした相違は、「家計調査」が国民生活における家計構造の実態を明らかにし、個人消費の動向など、政策の企画立案に資する基礎資料を提供することを目的とし、約9,000の世帯を対象とするサンプル調査に基づく統計であることによるものと考えられる。

2. 他方、予算委員会の場合等において、収入階級別の世帯単位での消費税負担額の変動などについてお尋ねがあった場合には、お求めに応じて、世帯の消費支出の状況などを示す統計である「家計調査」の計数をそのまま用いて算出される世帯ごとの消費税負担額の変動等としてお答えしているところである。上記1.の理由から、これらの数字に世帯数や人口を乗じても、軽減税率制度の導入による減収額見積もりの1兆円程度とはならない。

不正問題に関する各調査報告書の比較

	厚生労働省 特別監察委員会	スルガ銀行 第三者委員会	雪印種苗 第三者委員会	財務省 森友学園案件 調査報告書
調査対象	毎月勤労統計の不正	シェアハウス向け不正融資	種子の品種偽装販売	H29年以降の森友学園案件に係る決裁文書の改ざん、応接録の廃棄
委員長(トップ)	厚生労働省所管団体の理事長	弁護士	弁護士	官房長
ページ数	29	321	254	51
調査期間	6日	約4ヶ月	約2ヶ月	約3ヶ月
聞き取り対象	局長級以下の職員らのべ69人(実数で37人)。	会長・社長含む役員職員62人など。	社長含む役員から45人。	財務省職員、今井首相秘書官等計50人程度。
デジタルフォレンジック	なし	電子メール約366万件などを分析。	電子メール約40万件などを分析。	関連する電子ファイル、メールを対象に実施。
アンケート	なし	全役職員ら約3,700人に実施。	全役職員ら約600人に実施。	なし
内部通報窓口	なし	設置	設置	設置

出典：2019年2月9日（土）朝日新聞 朝刊 5面 記事及び国会図書館資料を基に階猛事務所作成
平成31年2月21日（木）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階猛（国民民主党）

答) 大臣自身としてどう発言していくか、少なくとも今回のこの一連の事件が起きたというのは、これは間違いなく今までの局長の答弁と自分達の持っている文書との間に齟齬を来さないようにするために考えて、後から文書を直したということになっているのだと思うのですが、そういったことができる環境というところは、少なくともこれがきちんと電子決裁というようなことになると、それが極めて難しくなる、そういうことなのだと思いますので、そういったようなことにしていかなければならないのが、分かりやすいところからいえば、そういうことでしょけれども、電子決裁になったからといって、完全にそういったことが否定できるかと、いや、そんな簡単なものではないですよ。もっと簡単にできるような機械が出てくるかもしれませんがね。そういった意味では、基本的にそういったようなことは基本的にあってはならないことなのであって、普通こういったような話は考えられない話なのであって、答弁をした方が間違えているのだったら、答弁のあれは間違いでしたって訂正すればいいだけの話なのか、何となくそうではなくて後からの方を手直したということに問題があるのだと私にはそう見えませんでした。だから少なくともそういったようなものが、いわゆる組織として行われたかといえ、他の局、他の課でそういったことを全省的に行っているというふうには全く見受けられませんから、しかしだからといってその1人だけの責任かと言われるとそうとも言えないのではないかということになると、そういうようなものの文化みたいなものがそこにあるのかというようなことを考えなければならぬということもあるのだと思いますので、そこらのところは再教育というようなことも考えなければいけませんし、色々なところが反省せねばならないところだと思っておりますし、またそういったような文書というようなものを、どういった形で改ざんができるようなシステムとしてどんどんどんどんぽつとできるのかというのを、もう一回詰めなければいけないところだというのは、役人もみんな言っていますから、そういったところをきちんとさせていく、結構時間のかかる作業だと思っておりますけれども、最後までやらせなければいけないところだと思っております。

問) 今、大臣もおっしゃいましたように、なぜ答弁の訂正ではなくて、文書を改ざんする必要があったのか。なぜそこまで国会議員の名前を消すように指示したり、総理の発言をきっかけに交渉記録を廃棄したり、なぜ財務省の方々がそこまでやらなくはいけなかったのか。これは大臣はどうお考えになっていますか。

答) **それが分かるは苦勞しないです**、それが分からないからみんな苦勞しているのです、私も。どうしてこれがどこからスタートしたのか、佐川氏自身が局長として他の担当課の課長にこれこれと齟齬を来しているから改ざんしろと、書き直せといった形跡はありません。従ってどうしてそういったことになったのかというのが、私には正直分からないところでもありますし、事実後になって、大分後になってから気がついたという話ですから、そういった意味では、私どもとしては最初のきっかけ、そこが私らとして一番関心があるところなのです。どうして修正って、これ間違っていますと言えば、えっと言っていて、あの時の発言はこうでしたああでしたと言えば、別にそういう話はよくある話ですから、そういった意味では書き直すのではなくて、言い直すということができたはずなのにそうしなかったその場の雰囲気、よく言う空気ってやつがそうだったのかもといえ、それまでなのでしょうけれども、そこがちょっと正直何となく分からないです。正直私達から見ても、どうしてそうってしまったのかよく分かりません。

問) 今お話になられた動機の部分なのですが、安倍首相やその妻である昭恵氏への村度というものが働いたのではないかという見方が色々なところで聞こえてきます。その点について大臣はどういうふうにお考えでしょうか。

答) 我々が調べた範囲では、今回の一連の発言の中で、安倍昭恵という人がかんでいるから、その文書を書き直した、もしくは修正をしたというようなものは認められておりません。私達の調査では。

問) 今回の文書改ざんをめぐっては、3月に近畿財務局の職員の方が1人亡くなられております。今回の文書改ざんとの因果関係があったのかなかったのか、あったとすれば組織のトップとして、どういうふうを受け止めていらっしゃるのか改めて教えてください。

答) 改ざんを拒否した人、改ざんにいかなものかと発言をした人というのは、今回調査の中でいっぱい出ました。拒否した人もいます。我々の調べた範囲の中で、改ざんをした人もいます。拒否した人もいます。それは色々なのだと思います。しかしそういった中で、今言われたように**改ざんに関与したことで、非常に責任を感じてという形で自ら身を絶たれたという方がおられる**ということは、甚だ痛ましい話なのであって、我々としては極めて残念なことだと思っています。

その上で今申し上げましたように、この種の改ざんに関して、「いや」と言って、これに関与するのを断った人達と、断らなかった、もしくは断れなかった、そここのところは太筋よく分かっているところではありませんけれども、私どもが調べた範囲で、そこに幾つかに差が出てきたことは確かだと思っています。そういった意味で、ぜひこういったものというのは、何となく軽いつもりで罪の意識もなくやったのか、いや、これはやばいのではないかなと思ってやったのか、それはまた人によって違うのだと思います。

ただ私どもにしてみれば、結果としては極めて大きな影響を与えた、結果として文書の改ざんを極めて単純な話と思っ、まあまあ、間違えたからちょっと直しておけばいいやと思って、後々重なっていくってしまったということかもしれないと思っておりますけれども、いずれにしても、そういったようなことが起きたということ自体が問題なのだとことなのだと思いますけれども、ただ、その一言が結果的に公文書に対する信頼性を失わせる、そういった大きな被害を招いた、影響を与えたということが大きな問題なのだと、私にはそう思えます。

(以上)

出典：財務省ホームページより（「麻生副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣記者会見概要」
（平成30年6月4日））

平成31年2月21日（木）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

構に交付した整理回収機構の27年度実施業務に係る損失補填金82億余円を差し引き、さらに、上記の金融機能早期健全化勘定において使用する可能性のある資金の額4943億余円を差し引くと、1兆0964億余円となり、同額の早健法業務に使用する見込みがない資金（以下「余裕資金」という。）が同勘定に生じていると認められる（次式参照）。

金融機能早期健全化勘定に生じている余裕資金の額 1兆0964億余円	=	27年度末における金融機能早期健全化勘定の利益剰余金の額 1兆5991億余円	-	28年6月に預金保険機構が整理回収した損失補填金 82億余円	-	早健法業務の実施により金融機能早期健全化勘定において使用する可能性のある資金の額 4943億余円
--------------------------------------	---	---	---	-----------------------------------	---	---

金融庁は、金融機能早期健全化勘定の利益剰余金の活用については、金融資本市場の状況や関連する制度、これまでに金融システムの安定化のために設定された預金保険機構の勘定において国民負担が確定しているものがあるというこれまでの経緯等も踏まえて、総合的に検討する必要があるとしている。

しかし、金融機能早期健全化勘定の資金は、早健法業務以外の用途には使用できないこととされていることから、金融庁が、上記余裕資金の活用について検討する際には、財政規律の確保を目的として各勘定を区分経理することとしている金融機能早期健全化法の趣旨を踏まえて、その必要性、根拠、規模等を十分に勘案した上で検討していく必要があると認められる。

金融機能早期健全化勘定においては多額の余裕資金が生じていると認められる状況であり、また、同勘定が廃止されるまでには相当の期間が見込まれる状況となっているにもかかわらず、余裕資金について、同勘定が廃止されるまでの間は国庫に納付することができないなど、有効活用を図ることができないこととなっている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

3 本院が表示する意見

金融機能早期健全化勘定においては多額の利益剰余金が保有されている。本院の試算によれば、今後の早健法業務の実施により同勘定において使用する可能性のある資金の額について、発生し得る損失を最大限見込んだとしても、なお同勘定においては多額の余裕資金が生じている状況となっている。

現下の厳しい国の財政状況等に鑑みれば、同勘定における多額の余裕資金については、必要な制度を整備するなどして有効活用を図ることが必要である。

そして、金融庁は、同勘定の利益剰余金の活用については、金融資本市場の状況等、これまでに金融システムの安定化のために設定された預金保険機構の勘定において国民負担が確定しているものがあるというこれまでの経緯等も踏まえて、総合的に検討する必要があるとしているところである。

については、金融庁において、預金保険機構と共に、金融機能早期健全化勘定における余裕資金の額を把握した上で、当該余裕資金の有効活用として、適時に国庫に納付したり、財政規律の確保を目的として各勘定を区分経理することとしている金融機能早期健全化法の趣旨に留意しつつ、預金保険機構の財務の健全性を維持するために活用したりするため、必要な制度を整備するなど抜本的な方策を検討するよう意見を表示する。

早期健全化勘定・金融再生勘定の状況

※ 計数は2018年（平成30年）3月末
（日経平均株価21,454円）時点

早期健全化勘定

[利益剰余金 1兆5,925億円 (a) (b) 合計]

① 資本増強に関する業務

- 32の金融機関に対して計約8兆6千億円の資本増強を実施。
- 回収損益 1兆2,780億円 (a)

② 東日本大震災への対応に関する業務

- 震災特例（金融機能強化法）に基づく資本参加先（6協同組織金融機関）が資本整理（優先出資の消却）を行うこととなった場合の損失負担に関する業務。

その他損益（株式の配当益など）：3,145億円 (b)

金融再生勘定

[欠損金▲575億円 (c)～(h) 合計 [特別公的管理銀行から買い取った株式に係る含み損益 [下記青字] は含まれていない]

① 特別公的管理（一時国有化）に関する業務

- 旧日本長期信用銀行、旧日本債券信用銀行の特別公的管理を実施。
- 瑕疵担保条項に基づく資産の引取り：回収損益▲5,174億円 (c)
- 損失の補填：補填額▲4,947億円 (d)
- 保有株式の買取り（累計買取額2兆9,397億円）
 - > 処分済の株式：処分損益 3,323億円 (e)
 - > 簿価1兆5,377億円（含み損益▲416億円※）

※ 含み損益は金融資本市場の状況等により変動。2012年（平成24年）5月には、含み損が過去最大の約9千億円に達した。

② 不良債権等の買取りに関する業務

- 回収損益3,511億円 (f)

③ 旧金融安定化法に基づく資本増強に関する業務

- 回収損益537億円 (g)

その他損益（株式の配当益など）：2,175億円 (h)

出典：金融庁作成資料

平成31年2月21日（木）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案の概要

【背景】

- **会計検査院 平成27年度決算検査報告（2016年（平成28年）11月7日）（抄）**
預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について、余裕資金の額を把握した上で、当該余裕資金の有効活用として、適時に国庫に納付したり、預金保険機構の財務の健全性を維持するために活用したりするため、必要な制度を整備するなど抜本的な方策を検討するよう意見を表示したもの
- **衆議院本会議 平成27年度決算に関する議決（2017年（平成29年）6月8日）（抄）**
預金保険機構の金融機能早期健全化勘定については、多額の利益剰余金が生じていることから、余裕資金の有効活用のため、適時に国庫納付したり、預金保険機構の財務の健全性維持に活用したりできるような制度を整備することも含め、その取扱いを早急に検討すべきである。
- **参議院決算委員会 平成27年度決算審査措置要求決議（2017年（平成29年）6月5日）（抄）**
政府は、金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について、今後見込まれる必要な資金を把握し、残りの資金については適時の国庫納付や預金保険機構の財務の健全性確保のために活用することなどを早急に検討すべきである。



【本法案の内容】

- **適時の国庫納付 関係**
預金保険機構は、金融機能早期健全化業務の終了の日前において、内閣総理大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定に属する剰余金を国庫に納付することができることとする。
- **預金保険機構の財務の健全性を維持するための活用 関係**
預金保険機構は、金融再生業務の終了の日又は金融機能早期健全化業務の終了の日において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定に繰入れをすることができることとする。

（注）2019年度（平成31年度）予算において、金融機能早期健全化勘定における利益剰余金のうち8千億円を国庫に納付する予定。

出典：金融庁作成資料

平成31年2月21日（木）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

平成31年度予算フレーム（通常分、臨時・特別の措置）

【通常分】

（単位：億円）

	30年度予算（当初）	31年度予算	30'→31'	備 考
（歳入）				
税 収	590,790	624,950	34,160	
そ の 他 収 入	49,416	50,556	1,140	
公 債 金	336,922	318,786	△18,136	
うち4条公債（建設公債）	60,940	61,701	761	
うち特例公債（赤字公債）	275,982	257,085	△ 18,897	
計	977,128	994,291	17,163	
（歳出）				
国 債 費	233,020	235,082	2,062	
一 般 歳 出	588,958	599,359	10,401	
うち社会保障関係費	329,882	339,914	10,031	
うち社会保障関係費以外	259,076	259,445	370	
地方交付税交付金等	155,150	159,850	4,701	
計	977,128	994,291	17,163	

【臨時・特別の措置】

（単位：億円）

	31年度予算	30'→31'	備 考
（歳入）			
そ の 他 収 入	12,461	皆増	○預金保険機構の利益剰余金+8,000億円、29年度決算剰余金+2,157億円等
公 債 金	7,819	皆増	
うち4条公債（建設公債）	7,819	皆増	
計	20,280	皆増	
（歳出）			
一 般 歳 出	20,280	皆増	
計	20,280	皆増	

（注1）社会保障関係費、社会保障関係費以外の30年度予算は、31年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

（注2）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

出典：財務省作成資料

平成31年2月21日（木）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

消費税率引上げへの対応

《臨時・特別の措置》（国費 2兆280億円）

中小小売業等に関する消費者へのポイント還元（2,798億円）

2019年10月からオリンピック・パラリンピック前の2020年6月までの9か月間に限定し、中小小売業等において消費者がキャッシュレス決済を行う場合、5%（または2%）のポイント還元により支援

低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券（1,723億円）

低所得者（生活保護受給者除く）及び0～2歳児の子育て世帯に対し、2019年10月から半年間使用できるプレミアム付商品券を発行・販売（1人5千円の財政支援）

住宅の購入者等に対する支援

【すまい給付金】（785億円）

住宅ローン減税の効果が限定的な所得層を対象とする「すまい給付金」について、2019年10月以降、対象所得層を拡大するとともに、給付額を最大30万円から50万円に引上げ

【次世代住宅ポイント制度】（1,300億円）

一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事・介護負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームに対し、一定期間に限ってポイント付与（新築で基本的に30万円分のポイント付与）

防災・減災、国土強靱化（1兆3,475億円）

重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について、2018年度からの3年間で集中的に実施

（※1）2018年度2次補正とあわせて国費2.4兆円

（※2）2020年度までの3年間の事業規模は概ね7兆円程度

（※）この他、税制上の措置として、①軽減税率制度の実施（減収見込額：▲1.1兆円程度（注：昨年度実施したたばこ税や所得税の見直しなどによる財源確保0.6兆円程度）、②耐久消費財（自動車・住宅）の購入者に対する支援（減収見込額：▲0.3兆円程度）がある。（金額はいずれも国・地方合わせたベース）

出典：財務省作成資料

平成31年2月21日（木）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

等